

# 中央環境審議会議事運営規則

## (会議の招集)

第一条 会長は、中央環境審議会(以下「審議会」という。)の総会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある臨時委員に通知するものとする。

## (会長)

第二条 会長は、議長として、総会の議事を整理する。

2 会長は、すべての部会、小委員会、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

## (専門委員)

第三条 専門委員は、会長の承認を得て、総会に出席し、意見を述べるができる。

## (部会)

第四条 審議会に、次に掲げる九部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 循環型社会部会
- 三 環境保健部会
- 四 地球環境部会
- 五 大気・騒音振動部会
- 六 水環境部会
- 七 土壌農薬部会
- 八 自然環境部会
- 九 動物愛護部会

2 部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る議案について調査審議するため、二以上の部会の合同の部会を設置することができる。

## (諮問の付議)

第五条 会長は、環境大臣又は関係大臣の諮問を適当な部会(前条第一項及び第三項に規定する部会をいう。以下同じ。)に付議することができる。

## (部会の決議)

第六条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、一の部会の決議を他の部会の審議に付することが適当と認めるときは、当該決議に係る案件を当該他の部会に付議することができる。

3 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。ただし、総会において報告を要しない旨の決議を経たものについては、この限りではない。

(準用規定)

第七条 第一条から第三条（第二条第二項を除く。）までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(小委員会)

第八条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、部会長の指名により、これを定める。
- 4 小委員会の決議は、部会の定めるところにより、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。
- 5 第一条及び第二条第一項並びに中央環境審議会令第七条第一項及び第二項の規定は、小委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「小委員長」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。

(会議録)

第十条 総会、部会、小委員会及び専門委員会の議事については、会議の概要を記載した会議録を調製しなければならない。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、総会の運営その他審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 2 部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則（平成十三年一月十五日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十三年一月十五日から施行する。

附 則（平成十八年三月十三日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成十八年三月十三日から施行する。

附 則（平成二十四年十一月十九日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会にされたものは循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会にされたものは環境保健部会に、瀬戸内海部会にされたものは水環境部会に対してされた付議とみなす。

2 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に置かれた小委員会にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に置かれた専門委員会にあっては水環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

3 この規定の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、石綿健康被害判定部会又は瀬戸内海部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会に属する専門委員にあっては循環型社会部会に、石綿健康被害判定部会に属する専門委員にあっては環境保健部会に、瀬戸内海部会に属する専門委員（既に水環境部会に属する専門委員として指名されている者を除く。）にあっては水環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会、石綿健康被害判定部会の小委員会又は瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により廃棄物・リサイクル部会又は循環型社会計画部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員にあっては循環型社会部会の小委員会又は専門委員会に、石綿健康被害判定部会の小委員会に属する専門委員にあっては環境保健部会の小委員会に、瀬戸内海部会の専門委員会に属する専門委員にあっては水環境部会の専門委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成二十五年二月十四日）

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十五年二月十四日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に大気環境部会、騒音振動部会及び野生生物部会に対してされた付議でこの規則の施行の際当該付議に対する決議がされていないものは、大気環境部会又は騒音振動部会にされたものは大気・騒音振動部会に、野生生物部会にされたものは自然環境部会に対してされた付議とみなす。

2 この規則の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に置かれていた第八条第一項の小委員会若しくは第九条第一項の専門委員会は、施行日に、大気環境部会又は騒音振動部会に置かれた小委員会若しくは専門委員会にあっては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に置かれた小委員会にあっては自然環境部会に置かれた小委員会又は専門委員会とみなす。

- 3 この規定の施行の際現に大気環境部会、騒音振動部会又は野生生物部会に属する専門委員は、施行日に、中央環境審議会令（平成五年政令第三百七十二号）第六条第二項の規定により大気環境部会又は騒音振動部会に属する専門委員にあつては大気・騒音振動部会に、野生生物部会に属する専門委員にあつては自然環境部会に属する専門委員として指名されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会、騒音振動部会の専門委員会又は野生生物部会の小委員会に属する専門委員は、施行日に、第八条第二項の規定により大気環境部会の小委員会若しくは専門委員会に属する専門委員及び騒音振動部会の専門委員会に属する専門委員にあつては大気環境・騒音振動部会の小委員会又は専門委員会に、野生生物部会の小委員会に属する専門委員にあつては自然環境部会の小委員会に属する専門委員として指名されたものとみなす。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	一 環境基本計画に関すること。 二 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
循環型社会部会	一 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。 二 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	一 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。 二 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境保健に係る重要な事項に関すること。
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気・騒音振動部会	一 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 三 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 四 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 五 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境部会	一 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 三 瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。
土壌農薬部会	一 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	一 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 二 自然公園に係る重要な事項に関すること。 三 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。
動物愛護部会	動物の愛護及び管理に係る重要な事項に関すること。

## 中央環境審議会土壤農薬部会並びに小委員会及び専門委員会の 運営方針について

平成13年 3月 8日  
(一部改正) 平成13年10月23日  
(一部改正) 平成27年12月11日  
(一部改正) 平成29年12月12日  
土壤農薬部会長決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「運営規則」という。)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。)7の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。

### I. 部会の運営方針について

部会の運営方針は、運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。

#### 1. 会議の公開について

総会決定1(1)①の規定に基づき会議を非公開とするときは、部会長は、その理由を明らかにするものとする。

#### 2. 会議録等について

(1) 総会決定2(1)②の規定に基づく会議録の調製に当たっては、出席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)から明示の了承を得ることとし、その後、速やかに公開するものとする。

(2) 総会決定2(3)①の規定に基づき会議録を公開する場合には、発言者の名前を記載するものとする。

(3) 総会決定2(3)①の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。

(4) 総会決定2(3)②の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、部会長の了承を得て公開するものとする。

#### 3. 資料の公開について

審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とする。

### II. 小委員会及び専門委員会について

部会に置く小委員会及び専門委員会の運営方針は、上記の部会の運営方針に準ずるものとする。

## 中央環境審議会土壤農薬部会の小委員会の設置について

平成13年10月23日  
平成17年 3月31日改正  
平成19年 3月30日改正  
平成20年 5月14日改正  
平成21年11月30日改正  
平成24年12月14日改正  
平成25年10月11日改正  
平成26年 7月 3日改正  
平成27年12月11日改正  
土 壤 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）  
第8条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会に置く小委員会について次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤環境基準小委員会、土壤制度小委員会、農薬小委員会及びバイオレメディエーション小委員会を置く。
2. 小委員会の委員長に事故があるときは、土壤農薬部会長の同意を得てあらかじめ委員長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、その職務を代理する。
3. 土壤環境基準小委員会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項について調査審議する。
4. 土壤制度小委員会は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する、今後の土壤汚染対策の在り方について調査審議する。
5. 農薬小委員会は、農薬取締法（以下「法」という。）第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第1号イ、第3号及び第4号の環境大臣の定める基準（以下「作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準」という。）の設定若しくは改定に関する事項、法第2条第1項の規定に基づく特定農薬の指定若しくは変更並びに法第12条の規定に基づく農薬を使用する者

が遵守すべき基準の制定若しくは改廃に関する事項その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等について調査審議する。

なお、作物残留、水産動植物及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に付議があった場合に直ちに調査審議を行うものとする。

6. バイオレメディエーション小委員会は、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。

7. 土壌環境基準小委員会、土壌制度小委員会、農薬小委員会及びバイオレメディエーション小委員会の決議は、部会長の同意を得て、土壌農薬部会の決議とすることができる。

8. 部会長は、土壌環境基準小委員会、土壌制度小委員会、農薬小委員会及びバイオレメディエーション小委員会に出席し、意見を述べることができる。



## 中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について

平成25年10月11日  
土壌農薬部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第9条第1項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く専門委員会について、次のとおり定める。

1. 中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌制度専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準の設定及び改訂が行われた場合の、土壌汚染対策法（平14年法律第53号）の運用等について調査審議する。
3. 専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 専門委員会の委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び委員会の議案を専門委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
5. 専門委員会の委員長に事故があるときは、土壌農薬部会長の同意を得てあらかじめ委員長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が、その職務を代理する。
6. 部会長は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。